



雇 児 発 0 9 3 0 第 2 号  
平成 2 3 年 9 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行について

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「法」という。）が、8月26日に成立、平成23年10月1日から施行されることとされ、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成23年政令第308号。以下「施行令」という。）、平成23年度における平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律第20条第1項の規定により適用する児童手当法並びに平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第20条第1項、第3項及び第5項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（平成23年政令第309号。以下「拠出金政令」という。）及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成23年政令第310号。以下「事務費政令」という。）並びに平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号。以下「規則」という。）が本日公布されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺憾のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

## 記

### 第1 一般事項

#### 1 趣旨（法第1条関係）

この法は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 受給者の責務（法第2条関係）

子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならない。また、子ども手当がこのような趣旨に従って用いられるよう、第2の6にあるように、子ども手当の支給を受ける権利は、保護されているこ

と。

### 3 子どもの定義等（法第3条第1項及び規則第1条関係）

「子ども」の定義は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。一方で、子ども手当の支給対象は中学校修了前の子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）とすること。

「子ども」の国内居住要件の例外となる「留学その他の理由」は、留学（日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものに限り、父母又は未成年後見人と同居する場合を除く。）をいう。）とすること。

なお、「これに準ずる者」とは、短期留学を複数回行っているものなどが想定され、日本国内に住所を有しなくなった日の前日から過去6年間にのべ3年を超える期間日本国内に住所を有していた者については、「日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有していた者」に該当しない場合であっても対象とするものとする。

### 4 施設入所等子どもの定義（法第3条第3項及び規則第2条関係）

「施設入所等子ども」の定義は、次に掲げる子どもをいうものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている子ども。

ただし、同法第6条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている子どもを除く。

- ② 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所している子ども又は同号若しくは同法第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している子ども。

ただし、当該知的障害児施設等及び乳児院等（以下「児童福祉施設」という。）に通う者並びにイ又はロに該当する入所であって2月以内の期間を定めて行われる入所をしている子どもを除く。

イ 児童福祉法の規定により障害児施設給付費の支給を受けて行う知的障害児施設等への入所

ロ 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となったことに伴い、児童福祉法の規定により入所措置が採られて行われる児童福祉施設への入所

- ③ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項、第30条第1項若しく

は附則第21条第1項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、障害者自立支援法附則第41条第1項若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園に入所している子ども（当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

- ④ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により救護施設若しくは更生施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している子ども（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

## 第2 子ども手当の支給に関する事項

### 1 支給要件（法第4条及び規則第3条関係）

(1) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものであること。

- ① 中学校修了前の子ども（施設入所等子どもを除く。以下(1)及び2(1)において同じ。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。1において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの。
- ② 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している中学校修了前の子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該中学校修了前の子どもと同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該中学校修了前の子どもの生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該中学校修了前の子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）。

なお、「当該中学校修了前の子どもと同居することが困難であると認められる場合」とは、子どもが全寮制の学校に在籍しているため、父母指定者と同居していない場合など、修学の事情等により、同居することが困難な場合をいうものであること。

- ③ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない中学校修了前の子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの
- ④ 中学校修了前の施設入所等子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

(2) 前記(1)の①から③までの生計要件は、子どもを養育する者が、父母等の場合と父母等以外の者（父母指定者を除く。以下第2の1(2)において同じ。）である場合とは異なるものである。父母等にあつては、監護している子どもと生計を同じくすることが必要とされている。父母等以外の者にあつては、監護している子どもについて生計を維持することが必要とされていること。

父母等については、生計維持関係を問わず、よりゆるやかな生計同一関係をもって足りるものとしたのは、子どもはできるだけ父母等のもとにあつて生活が営まれることが児童福祉の理念にも沿うと考えられることから、厳格な意味での生計維持者でない父母等であっても、生計を同じくする子どもの日常生活の主宰者である場合には、その父母等に子ども手当を支給することとしたものであること。

(3) 法第4条第1項にいう「監護」、「生計を同じくする」及び「生計を維持する」とは、それぞれ次のように解するものであること。

① 「監護」とは、子どもの生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものである。しかし、必ずしも子どもと同居している必要はなく、また、子どもの生計費の負担というような経済的要素は含まないものであること。

従って、勤務、修学、療養等の事情により、子どもと養育者とが起居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っているとして認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしているとして取り扱って差し支えないものであること。

② 「生計を同じくする」とは、子どもと養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこと。

従って、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは再び起居を共にすると認められ、かつ、子どもと養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当するものである。

再び起居を共にするとは、新たに生まれた子どもは別として、原則として従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものであること。

なお、子どもと養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にすると認められる場合を除き、「生計を同じくする」として取り扱って差し支えないものであること。

③ 「生計を維持する」とは、子どもの生計費の大半を支出していることをいうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、子どもの所得、子ども自身に支給される公的給付のように、子どもの所有に属する金銭又は子どもの養育費にあてるためのその兄弟等からの送金が子どもの生計費の主な部分を占めている場合には、養育者が当該子どもについてその「生計を維持する」ものとは認められないものであること。

(4) 法第4条第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が支給要件に該当する場合の取扱いについては次によるものであること。

① 父及び母並びに父母指定者のいずれを当該子どもの生計を維持する程度が高い者であるとするかについては、家計の実態等を総合的に勘案して定めることが必要であること。具体的には、

イ 住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）

ロ 父母の収入の状況（父母のどちらが恒常的に高いか）

ハ 健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）

ニ 住民税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか）

などの諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すべきであること。

② ①にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（いずれか一の者が当該子どもを監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこと。

すなわち、離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、子どもと同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、子どもと別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられることから、当該子どもと同居している者をもって支給要件に該当する者とするのではなく、子どもの生計を維持する程度が高い者をもって支給要件に該当する者として取り扱うものであること。

③ 法第4条第2項及び第3項の規定の適用は、認定の際提出される認定請求書等に基づき行うこと。

(5) 法第4条第1項第2号による指定を受けて父母指定者となった者が子ども手当の支給を受けようとするときは、規則第3条の規定による様式第1号による届書を、その者によって監護され、かつ、これと生計を同じくする子どもの住所地の市町村長に提出しなければならないこと。

(6) 中学校修了前の施設入所等子どもに係る子ども手当については、当該子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童福祉施設等の設置者に支給されるものであること。

## 2 子ども手当の額（法第5条関係）

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は以下のとおりとする。

(1) 子ども手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）

中学校修了前の子ども1人につき、以下の①から④までの区分により算定される額を合算した額

① 3歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子ども

については、出生の日から3年を経過しない子どもとする。) 一人につき月額1万5千円

- ② 3歳以上小学校修了前の子ども(施設等入所子どもを除き、3歳以上の子ども(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から3年を経過した子どもとする。)であって、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。③において同じ。) 一人につき月額1万円(③の場合を除く。)
- ③ 3歳以上小学校修了前の子どもが3人目以降の子どもである場合 当該3人目以降の子ども一人につき月額1万5千円
- ④ 小学校修了後中学校修了前の子ども(施設入所等子どもを除き、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもであって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。) 一人につき月額1万円

(2) 子ども手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。)

中学校修了前の施設入所等子ども1人につき、以下の①及び②の区分により算定される額を合算した額

- ① 3歳に満たない施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から3年を経過しない施設入所等子どもをいう。) 一人につき月額1万5千円
- ② 3歳以上中学校修了前の施設入所等子ども(3歳以上の施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から3年を経過した施設入所等子どもとする。)であって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。) 一人につき月額1万円

### 3 子ども手当の認定及び支給(法第6条及び第7条関係)

(1) 市町村長は、受給資格者(法第6条第1項に規定する一般受給資格者又は同条第2項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。)の請求により、その受給資格及び子ども手当の額について認定を行い、認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものであること。

(2) 認定及び支給は、1の(1)の①から③までに該当する者にあつては、原則として受給資格者の住所地(住民基本台帳によるものとする。以下同じ。)の市町村長が行うものであり、1の(1)の④に掲げる者(以下「施設等受給資格者」という。)にあつては、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならないものであること。その際、手続きは施設ごとに行うものであること。

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

また、受給資格者が他の市町村の区域内に住所(施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、児童福祉施設等の設置者である場合にあつては当該児童福祉施設等の所在地とする。(3)において同じ。)を変更した場合は、受給資格者は改めて新住所地の市町村長の認定を受けなければならないものであること。これは、

住所地を変更することに伴って生ずる家族構成、生計関係、児童福祉施設等に入所する施設入所等子ども等の変更に関して再確認する必要等があるので、新住所において改めて認定することとしたものである。

- (3) 公務員（受給資格者が施設等受給資格者である場合を除く。(5)及び8において同じ。）が被用者又は被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）となった場合、あるいは他の市町村の区域内に住所を変更した受給資格者が再びもとの市町村の区域内に住所を変更した場合は、改めてその住所地の市町村長の認定を受けなければならないものであること。

また、認定を受けた者が法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった後、再び支給要件に該当するに至った場合も、同様であること。

- (4) 子ども手当の受給者である父若しくは母又は父母指定者のうちいずれかの者が死亡した場合において、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか他の者が子どもの養育者として子ども手当の支給要件に該当するときには、当該受給資格者は、新たに認定の請求をする必要があること。
- (5) 法第7条第2項等の「子ども手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合及び被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれるものであること。
- (6) なお、今般の法に基づく子ども手当の支給にあたっては、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「平成22年度子ども手当支給法」という。)に基づき子ども手当が支給されていた者を含め、法に定める支給要件に該当し得る全ての者が認定の請求を行う必要があること。

#### 4 子ども手当の支払（法第7条並びに第11条第2項及び第3項関係）

子ども手当の支払は、平成24年2月に前月までの分を、同年6月に同年2月分及び3月分をそれぞれ行うこととなっている。この支払期月は、市町村における事務処理の円滑な実施の観点から、従前と同様の取扱いとしたこと。

なお、各支払期月ごとの支払日は、市町村長が、従前からの取扱いを踏まえ、一定の日を定めるものとする。

ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

また、中学校修了前の施設入所等子どもに係る委託が終了した場合、中学校修了前の施設入所等子どもが退所した場合又は施設等が廃止し、若しくは休止した場合等、施設入所等子どもが施設入所等子どもに該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた児童福祉施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子ども手当（当該中学校修了前の施設入所等子どもであった者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであった者にその未支払の子ども手当を支払うこと

ができるものとする。この際、子ども手当は当該施設等受給資格者に対して支給があったものとみなされること。

なお、中学校修了前の施設入所等子どもが退所した場合等であっても、引き続き他の中学校修了前の施設入所等子どもに係る施設等受給資格者として支給を受ける場合にあっては、当該退所等により中学校修了前の施設入所等子どもに該当しなくなった者に係る未支払の子ども手当は支払期月に支払うものであること。

#### 5 子ども手当の額の改定（法第8条及び規則第5条関係）

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行うものとする。なお、災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求したときの子ども手当の支給については、従前の取扱いと同様、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることとしていること。

また、子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

更に、法第7条第1項に規定する受給資格者は、子ども手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、規則第5条の規定による様式第4号又は第5号による請求書を市町村長に提出しなければならないこと。ただし、当該受給資格者に係る子どもが3歳以上の子どもとなったことにより、子ども手当の額が減額することとなるときは、当該届出は必要としないこと。

#### 6 受給権の保護（法第14条関係）

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとしている。これは、手当の支給を受ける権利が一身専属的な権利であり、手当が本来の趣旨に従って支給されることを確保するためである。

#### 7 公課の禁止（法第15条関係）

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないとされていること。

#### 8 公務員に関する特例に関する事項（法第16条、施行令第1条及び規則第15条関係）

公務員に対する子ども手当の支給については、従前と同様、所属長が行うものであること。その際、公務員の範囲、法第16条の委任、支払日等の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号）における取扱いと同様であること。

なお、公務員に係る手続き等については、公務員以外の者の場合と、次の点が異なるものとする予定であること。

① 規則第4条の認定の請求にあたっては、受給資格者及び子どもの属する世帯の全員の住民票の写しの添付が必要であること。

② 規則第8条の住所変更等の届には、住所を変更した者の属する世帯の全員の住民票の写しの添付が必要であること。



### 第3 費用に関する事項

#### 1 子ども手当の支給に要する費用の負担（法第17条関係）

##### (1) 支給に要する費用

子ども手当の支給に関する費用（第4の2の(1)により児童手当等とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものであること。

ただし、第4の2の(1)により児童手当等とみなされる部分の支給に要する費用については、児童手当法第18条等の費用負担の規定を適用し、国、地方公共団体及び事業主が負担するものであること。

また、公務員（施設等受給資格者を除く。）に係る子ども手当の支給に要する費用は、所属庁が負担するものであること。

##### (2) 事務の執行に要する費用

国は、予算の範囲内において、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものであること。

#### 2 市町村に対する交付金（法第18条及び事務費政令関係）

##### (1) 支給に要する費用

子ども手当の支給に要する費用について、国が市町村に対し交付する額は、市町村長が行う子ども手当の支給に要する費用のうち、次表に定める割合に相当する額であること。

子 ども		割 合
0歳～3歳未満	被用者	13/15
	非被用者	5/9
3歳以上～小学校修了前	第1子、第2子	2/3
	第3子以降	5/9
中学生		10/10
特定施設入所等子ども		10/10

なお、子ども手当交付金は、子ども手当の支払期月の前月に、それぞれ支払期月の分を交付するものであること。

##### (2) 事務の処理に要する費用

国は、事務費政令等で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に要する費用を交付するものであること。

#### 3 事業主からの拠出金の徴収及び納付義務（法第20条、施行令第3条及び第6条、拠出金政令並びに規則第16条関係）

子ども手当のうち児童手当分については、児童手当法の費用負担の規定が適用され、引き続き、事業主からの拠出を求めるものであること。事業主からの拠出金の徴収、納付等の取扱いについては、児童手当法における取扱いと同様であること。

なお、平成23年度における事業主から徴収する拠出金の拠出金率は、拠出金政令に基づき1000分の1.3であること。

### 第4 児童手当法との関係に関する事項

#### 1 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識（法第19条関係）

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、児童手当法の適用等必要な規定を定めるものであること。

## 2 受給資格者における児童手当法の適用（法第20条関係）

- (1) 一般受給資格者のうち児童手当法の児童手当等の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、これらの者に対して支給されるべき児童手当等の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当等の額とする。）に相当する部分については、児童手当等とみなし、児童手当法の費用負担等の規定を適用すること。
- (2) 特定一般受給資格者（法第4条第3項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者に該当することとなる父又は母としての一般受給資格者等をいう。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならばこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額に相当する部分を、児童手当等とみなし、児童手当法の費用負担等の規定を適用するものとする。
- (3) 施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。）を除く施設入所等子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならばこれらの者に対して支給されるべき児童手当等（特定施設入所等子どもを除く施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、児童手当等とみなし、児童手当法の費用負担等の規定を適用すること。  
なお、公務員である施設等受給資格者については、公務員でない者とみなして、他の施設等受給資格者と同様に児童手当法の費用負担等の規定を適用すること。
- (4) 児童手当等の受給資格者は、平成23年10月から平成24年3月までの月分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなされており、平成23年10月から平成24年3月までの月分の児童手当等は支給されないこと。
- (5) 児童育成事業については、児童手当及び子ども手当の支給に支障がない限りにおいて、引き続き実施するものであること。

## 第5 交付金の交付に関する事項（法第23条、施行令第7条及び規則第17条関係）

国は、子ども手当の支給と相まって、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、交付金を交付すること。

- ① 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費
- ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に規定する市町村行動計画に基づく措置の実施に要する経費
- ③ ①及び②の経費のほか、子ども及び子育て家庭の支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

このうち、①の「保育の事業の実施に要する経費」とは、児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業のうち、同一の場所において複数の家庭的保育者（同項に規定する家庭的保育者をいう。）により行う保育の実施の事業の実施に要する経費及び同法第59条の2第1項に規定する施設であって、その設備若しくは運営が同法第45条の最低基準をみたすもの又は次のイからハまでのいずれにも該当するものが行う保育の事業の実施に要する経費をいうものであること。

イ 当該施設において保育に従事する職員（児童福祉法第18条の4に規定する保育士でない者を含む。）の数が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保育士の数以上であること

ロ 当該施設の保育士の数が児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する保育士の数の半数以上であること

ハ 平成23年度中に当該施設の保育士の数が児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する保育士の数以上になることが見込まれること

## 第6 雑則に関する事項

### 1 子ども手当に係る寄附（法第24条及び規則第18条関係）

(1) 市町村に対する寄附は自由に行うことができるものであるが、子ども手当の受給資格者で、子ども手当を自分の子どもだけではなく、地域の子ども及び子育て家庭を支援するために役立ててほしいという思いをお持ちの方が、住所地の市町村に簡便に寄附することができる手続を設けることとしたこと。

(2) 寄附の手続としては、受給資格者が、子ども手当を支給する市町村に対し、支払を受ける前に、寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る額を、受給資格者に代わって受けることができることとしている。当該市町村においては、当該寄附については子ども及び子育て家庭を支援するために使用しなければならないものとしているので、寄附の趣旨を踏まえ、適切に対応されたいこと。

なお、この場合、寄附とその用途との関係を明確にする必要があるが、そのために寄附を他の会計と分けて経理する方法については、市町村の実情に応じて判断されたいこと。また、寄附とその用途に関する実績を明らかになるように、適宜、広報を行うものとする。

(3) 当該寄附は、市町村から支給を受ける者について当該市町村に対して子ども手当（施設等入所こどもに係る部分を除く。）に係る寄附を行う際の簡便な手続を設けるものであり、当該寄附のほかに子ども及び子育て家庭を支援する活動を行っている団体等に対する寄附を行うこともできることに留意すること。

(4) なお、子ども手当に係る寄附の事務処理等の具体的な取扱いについては、平成22年度子ども手当支給法における子ども手当に係る寄附の事務処理等と同様であること。

### 2 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等（法第25条及び第26条、施行令第8条並びに規則第19条及び第20条関係）

(1) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、子ども手当の額の

全部又は一部を、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。（3）において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとする。

このとき、「学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用」とは、以下に掲げる費用とすること。

- ① 学校給食費
  - ② 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（⑤において「幼稚園等」という。）の保育料
  - ③ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（⑤において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
  - ④ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用
  - ⑤ その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴って必要な費用
- (2) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、当該子ども手当の額の全部又は一部を、(1)の①から⑤までに掲げる費用又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第4項に規定する保育料のうち当該受給資格者に係る子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に対して支払うことができるものとする。
- (3) 市町村長は、児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、前記第2の3の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に平成23年10月から平成24年3月までの間に行われる保育に係る保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）することができる。その際、特別徴収できるのは、当該保育が行われた子どもについて算定された子ども手当の支払額の範囲内で行うものであること。

また、市町村長は、特別徴収の方法によって保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によって徴収すべき保育料の額並びに特別徴収対象者の氏名及び住所をあらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならないこと。

### 3 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い（法第27条及び規則第21条関係）

市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、当該施設等受給資格者に委託され、又は児童福祉施設等に入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子ども手当を支払うものとする。この場合において、当該

中学校修了前の施設等受給資格者は、当該施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができること。

#### 4 時効（法第28条関係）

子ども手当の支給を受ける権利及び法第13条第1項の規定による徴収金を徴収する権利は、2年を経過したときは消滅すること。なお、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から支給を行うものであるが、子ども手当の支払を現実に受けることのできる日の翌日から起算して2年を経過した日に時効が完成するものと解すること。

#### 5 不服申立て（法第30条関係）

当該処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査請求に対する裁決又は異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができないこと。

なお、子ども手当の支給に関する処分等に対する不服申立てについては、法には特段の規定はないが、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が適用されるものであること。

#### 6 調査（法第32条及び規則第22条関係）

支給要件となる監護及び生計関係の状況は各人によって区々であると考えられるので、受給資格の認定にあたっては、必要に応じ、法第32条に規定する書類の提出を求め、関係者に質問をする等の調査を行い、適正な認定を期することとされたいこと。

#### 7 報告（法第34条及び規則第23条関係）

公務員の所属長は、規則第32条に定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき厚生労働大臣に報告するものとする。また、市町村長が子ども手当の支給の状況について報告すべき事項については、別途、通知するものであること。

#### 8 事務の区分（法第35条関係）

法の規定により市町村が処理することとされている事務については、法第24条に基づく寄附の事務、法第25条及び法第26条に基づく学校給食費等の徴収等に係る事務、法第27条に基づく施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金の保管並びに法第34条に基づく厚生労働大臣への報告及び意見具申を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受諾事務であること。

#### 9 罰則（法第37条関係）

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものであること。

### 第7 附則に関する事項

#### 1 検討（法附則第2条関係）

(1) 政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、全国的連合組織（地方自治法第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとする。

(2) (1)の法制上の措置を講ずるに当たっては、当該給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に当該給付を制限する措置について、当該基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

2 子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置（法附則第3条及び第4条関係）

(1) 次に掲げる者が平成24年3月31日までの間に子ども手当の認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、認定の請求の翌月ではなく、次に定める月から始めること。

① 平成23年10月1日時点で現に子ども手当の支給要件に該当している者については、同年10月

② 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であって、当該支給要件に該当するに至った日において、法第4条第3項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者に該当するに至った父又は母については、その者が同号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

③ 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であって、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者又は施設等受給資格者として中学校修了前の子どもを養育することとなったことにより受給資格者に該当するに至った者については、その者が受給資格者に該当するに至った日の属する月の翌月

(2) 次に掲げる者が、平成24年3月31日までの間に子ども手当の額の増額改定の申請を行ったときは、その者に対する子ども手当の支給は、次に定める月から行うこと。

① 中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、施行日から平成24年2月29日までの間に当該中学校修了前の子どもと同居することとなったことにより子ども手当が増額することとなるに至った者（法第4条第3項の規定に基づく支給要件に該当する者に限る。）については、その者が当該中学校修了前の子どもと同居することとなった日の属する月の翌月

② 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に未成年後見人、父母指定者又は法第4条第1項第4号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなったことにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者については、その者が当該中学校修了前の子どもを養育することとなった日の属する月の翌月

(3) 次に掲げる者については、経過措置の対象とはならず、認定の請求等の翌月から支給されることとなるので、関係部門と連携の上、該当者に対する周知に努められたいこと。

① 平成23年10月1日以降に子どもが出生したこと等により、新たに支給要件に該当するに至った者又は子ども手当の額が増額することとなるに至った者（(1)又は(2)に該当する者を除く。）

② 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転出したことにより、転出後の市町村に

において支給要件に該当するに至った者（転出後の市町村においては、経過措置は適用されない）

### 3 年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定（法附則第7条関係）

法施行日以降も、国において、児童手当に加え、子ども手当に関する経理を行う必要があることから、「児童手当及び子ども手当勘定」において、一括して経理するものであること。

## 第8 その他

### 1 生活保護との関係

子ども手当の生活保護上の取扱いについては、子ども手当の支給の趣旨が被保護世帯にも十分反映されるよう所要の措置が講ぜられること。

### 2 児童手当法に関する通知の適用

法の施行に当たっては、上記のほか、別途取扱いが示されたものを除き、次に掲げる通知について「児童手当」を「子ども手当」と、「児童手当法」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」と、「児童」を「子ども」と、「法第10条」を「法第9条」と、「法第11条」を「法第10条」と、「法第26条」を「法第31条」と、「法第27条第1項」を「法第32条第1項」と読み替え、これらの通知に基づき施行を行われないこと。

- ・ 児童手当の二重認定の防止について（昭和46年10月29日児発第611号）
- ・ 児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて（昭和47年2月19日児発第75号）
- ・ 児童手当の支給に関する処分について誤りがあった場合の処理について（昭和47年4月15日児発第230号）
- ・ 市町村における児童手当事務の指導監査の実施について（昭和47年4月20日児発第244号）